

平成 29 年 8 月 28 日  
福島県生活拠点課

## 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

### 1 供与期間の延長

#### (1) 一律延長の対象市町村・区域（9市町村）

避難指示区域等からの避難者に係る応急仮設住宅の供与期間については、避難指示解除後の自宅の建築・修繕等住居の確保の状況を踏まえ、平成 31 年 3 月末まで更に 1 年間一律延長する。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域  
南相馬市の帰還困難区域及び H28. 7. 12 に避難指示が解除された区域  
川俣町の H29. 3. 31 に避難指示が解除された区域  
川内村の H28. 6. 14 に避難指示が解除された区域

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していく。

#### (2) 特定延長する市町村（2市町）

また、原則として平成 30 年 3 月末で供与期間を終了するが、公共事業の工期等の関係により当該期間内に住居確保ができない特別の事情がある場合、対象者を特定して平成 31 年 3 月まで延長する。

檜葉町、いわき市（再延長）

**参考** 平成 30 年 3 月末で供与（特定延長）を終了する市町村（4市町）  
住宅の再建が完了することから予定どおり終了する。

相馬市、南相馬市（上記 1（1）の区域を除く）、広野町、新地町

### 2 平成 31 年 4 月以降の延長方針

復興公営住宅等の整備が進み、避難者の住居確保は概ね可能となる一方、避難指示区域の実情や、解除後の住まいの確保状況などを踏まえ、以下のとおりとする。

#### (1) 川内村

平成 31 年 3 月末をもって終了する。

#### (2) 川俣町

平成 31 年 3 月末をもって終了し、その後は住宅再建が完了しない世帯を対象に、個別に延長することを検討する（特定延長）。

#### (3) 南相馬市、葛尾村、飯舘村

平成 31 年 3 月末をもって帰還困難区域を除いて終了し、その後は住宅再建が完了しない世帯を対象に、個別に延長することを検討する（特定延長）。

なお、帰還困難区域については、今後判断する。

#### (4) 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

今後判断する。